

2017年 8月 吉日

株式会社ベネフィット・ワン

「CHECK & CHECK CLUB 会員規約」改定のお知らせ

平素は「CHECK & CHECK CLUB」(以下「本クラブ」といいます)のサービスをご利用頂き誠にありがとうございます。

このたび、「CHECK & CHECK CLUB 会員規約」(以下「本規約」といいます)につきまして、2017年10月1日付にて、現行の本規約第19条の規定に基づき一部改定(以下「本改定」といいます)を行いますので、本改定の趣旨及び改定内容の概要について、以下、ご案内申し上げます。

なお、本改定後も引き続き本クラブのサービスをご利用頂いた場合には、本改定にご同意頂いたものとさせていただきます。会員の皆様におかれましては、本改定の趣旨等につき、ご理解を賜り、引き続き本クラブのサービスをご利用頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 本改定の趣旨 :

会員の皆様に対して、一層の安心と信頼のおけるサービスをお届けするため、弊社におけるクレジットカード情報の保有に関する方針変更を契機とする年度会費の支払方法及び自動継続会員制度の見直しに伴う規定の整備を行うとともに、権利義務の帰属主体の明確化及び定義規定等を置くことによる規定の簡明化等の観点より、本規約全般の見直しを行いました。

2. 主な改定内容 :

- ① 本規約第2条：弊社が本クラブ事務局の運営主体であることを明記し、次条以下の権利義務の帰属が問題となる事項については、弊社を主語とする文言に改めました。
- ② 本規約第5条：事務局に直接入会申込みをされた会員については、年度会費の支払方法を、コンビニエンス・ストア又はゆうちょ銀行経由の払込みとすることを明記いたしました。
- ③ 本規約第14条：本規約第14条（自動継続会員）の全文を削除した上で、本規約末尾に付則を新設し、自動継続会員に関する特約を定めました。
- ④ 本規約第17条：本規約第16条に改め、会員の会員資格の取消しに関する規定を整備いたしました。

なお、本改定後の本規約の詳細につきましては、次のページに掲載する「CHECK & CHECK CLUB 会員規約 新旧対比表」にてご確認ください。

以上